

じん肺健康診断（じん肺法第3条、第7条～第9条の2）

じん肺法施行規則別表で定められた24の粉じん作業に従事または従事した労働者に対しては

就業時 定期 定期外 離職時に健康診断を行わなければなりません。

有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条）

法令で定められた有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置

替えの際およびその6月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

【必ず実施すべき項目】

業務経歴の調査

有機溶剤による健康障害の既往歴の調査

有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査

有機溶剤による ~ 及び ~ に掲げる異常所見の既往の有無の調査
の既往の検査結果の調査

自覚症状または他覚症状の有無の検査

尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査

尿中の蛋白の有無の検査

肝機能検査（GOT・GPT・GTP）

貧血検査（赤血球数・血色素量）

眼底検査

このうち および ~ は、指定された有機溶剤に限る。

【医師が必要とした場合に実施しなければならない項目】

作業条件の調査

貧血検査

肝機能検査

腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）

神経内科学的検査

鉛健康診断（鉛中毒予防規則第 53 条）

法令で定められた鉛業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際および 6 月以内ごとに 1 回定期的に、次の項目を健康診断を実施しなければなりません。

【必ず実施すべき項目】

業務の経歴の調査
鉛による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
血液中の鉛の量および尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
自覚症状または他覚症状の有無の検査
血中鉛の量の検査
尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

【医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目】

作業条件の調査
貧血検査
赤血球中のプロトポルフィンの量の検査
神経内科学的検査

電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則第 56 条）

放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れの際または当該業務への配置替えの際およびその後 6 月以内（ の項目については 3 月以内）ごとに 1 回定期的に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

被ばく歴の調査
白血球数および白血球百分率の検査
赤血球数・色素量またはヘマトクリット値の検査
白内障に関する眼の検査
皮膚の検査

特定化学物質健康診断（特定化学物質等障害予防規則第 39 条）

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入の際、当該業務への配置替えの際および 6 月以内ごとに 1 回定期的に実施しなければなりません。また過去に特定化学物質を取り扱ったことのある労働者についても 6 月以内ごとに同様の健康診断を実施しなければなりません。

行政指導による健康診断

1	紫外線・赤外線にさらされる業務
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業
3	マンガン化合物(塩基酸マンガンに限る)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
4	黄りん取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
5	有機りん剤を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
6	亜硫酸ガスを発散する場所における業務
7	二硫化炭素を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係わるものを除く)
8	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
9	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
10	砒素又は、その化合物(三酸化砒素を除く)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
11	フェニル水銀化合物を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又は、エチル基であるものを除く)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
13	クロルナフタリンを取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
14	沃素を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
15	米杉・ネズコ・リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務
16	超音波溶着機を取り扱う業務
17	メチレンジフェネルイソシアネート(M. D. I)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
18	フェザーミル等飼料製造工程における業務
19	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20	キーパンチャーの業務
21	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
22	地下駐車場における業務(排気ガス)
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
24	チェーンソー以外の振動工具(削岩機、チップングハンマー・スインググラインダー等)の取扱業務
25	重量物取扱業務、介護作業等階段に著しい負担のかかる作業
26	金銭登録の業務
27	引金付工具を取り扱う作業
29	VDT作業
30	レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務